

嘘は許さない！ 津崎裁判ニュース

No.13
2026年1月24日
嘘は許さないプロジェクト
原告 渡邊幹夫・小林國博

被告側の「二枚舌」を追及！事実を認めるのか、争うのか？

2026年1月21日、大阪地方裁判所にて「津崎・熊谷裁判」の第7回口頭弁論が行われました。今回の法廷では、原告側から被告側の曖昧で不誠実な対応を厳しく追及し、事実を明確にするよう強く迫りました。

前回期日で被告側は、「事実関係ではなく、名誉毀損の該当性について争う」という趣旨の発言をしていました。ところが、その後に提出された書面（被告準備書面4など）では、いまだに多くの事実について「否認ないし争う」と主張し、態度を覆しています。

原告側が証拠として提出した一つひとつの事実、及び求釈明に対して、認めるのか、認めないのかを明確にせよと強く求めました。あわせて裁判所に対し、被告側の逃げを許さない「訴訟指揮」を求めました。

裁判所からは、以下の趣旨の認識が示されました。

■ 原告側の証拠は十分に揃っている

原告側から多数の証拠書類が提出されており、判決を出す際の事実認定において、「被告側の認否がどうであれ、裁判所は困らない」との見解が示されました。

■ 争点は絞り込み可能

一部の否認（JR総連執行委員会での報告内容など）はあるものの、基礎となる事実については原告側の証拠が存在するため、大きな問題にはならないとの認識が示されました。

今後の闘い：いよいよ尋問へ！

次回期日に向けて、原告側は被告準備書面（4）及び熊谷被告準備書面に対する反論の書面を提出し、争点整理を完了させる予定です。

■これらを経て、待ちに待った証人尋問へ進む見通しです

JR総連の事実を曖昧にし、組織を利用して仲間を引き裂く行為に対し、私たちは断じて許しません！！

完全勝利まで共に闘い抜きましょう！

**【次回期日】「津崎・熊谷裁判」第8回口頭弁論
4月22日（水）15時～ 大阪地裁810号法廷**